

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和6年3月14日（木曜日）

開 会	午前10時40分
休 憩	午前11時00分
再 開	午後 1時26分
休 憩	午後 2時13分
再 開	午後 3時15分
休 憩	午後 3時28分
再 開	午後 4時12分
閉 会	午後 4時31分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	金 谷 幸 則
副委員長	高 原 讓
委 員	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	開発 則幸
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

【福祉保健部】

部長	清水 裕樹
部次長	片山 正和
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	酒井 敦子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保険年金課長）	泉野 敬之
参事（保健所次長）	野村 学
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（保健所地域健康課長）	原 雅博
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	山本 忠夫
介護保険課長	中島 志津子
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（少子化対策担当）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	森川 知俊
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	川越 直樹
婦中行政サービスセンター所長	久郷 元幸
参事（地域コミュニティ推進課長）	金井 誠
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	長森 貴弘
市民協働相談課長	平井 聖子
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	谷端 裕美子
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課主任	江部 なな恵

7 会議の概要

委員長 厚生委員会を開きます。
これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。
議案第51号 富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第51号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第51号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
富山市病院事業経営強化プランについて、
富山市病院事業経営改善計画について、

今年度における本市病院事業のあり方検討について、ハイブリッド手術室の整備の取りやめについて、以上4件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

経営管理課長 〔富山市病院事業経営強化プランについて、富山市病院事業経営改善計画について、今年度における本市病院事業のあり方検討について、委員会資料により説明〕

契約出納課長 〔ハイブリッド手術室の整備の取りやめについて、委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

押田委員 委員会資料4ページの今年度における本市病院事業のあり方検討について、(3)今後の方向性で、まちなか地域で求められる新たな病院の将来像などいろいろ書いてあるのですけれども、要は、建て替えを含めたものだと考えております。
2019年4月は今から5年前に当たると思うのですけれども、市が旧富山逡信病院を買い取って富山まちなか病院として開院しました。富山逡信病院は1964年7月に開院しておりますので、建物が古いことはもともと分かっていたと思うのです。取得時点で、この建物の躯体がどれほどもち、どのくらい使用できるものと見込んでいたのでしょうか。現状で大きく差が出たということでしょうか。

病院事業管理者 当然のことながら、当時から、いずれ建て替えは必要になると認識しておりました。
耐震補強されていますので耐震基準は満たしておりますが、そろそろ建物の鉄筋コンクリートなどの寿命が近づいてきていることが問題です。今後患者の命を預かる施設として安全を担保するために、まだ使える状態だとしても、やはり何らかの手を打たなければならない状況です。
取得の時点でどこまで見込んでいたのかにつきましては、具体的に何年までに建て替えるということを

考えていたわけではないのですけれども、3年間は現地で営業することが取得時の条件でしたので、それ以降の話として考えていたところです。

コロナ禍があってその辺の検討があまりできない状態が2年ほど続き、リスタートしたところで、外部委員の先生方からは、やはりこのまま使い続けるよりも建て替えも含めて考えたほうが合理的だろうという意見をいただいたところです。

押田委員

コンクリートの寿命と言われると、確かに本年7月でもう築60年になりますから、大分古いということは私も感じます。

ただ、富山市民病院も昭和58年に竣工しており、41年経過していて、1つを建て替えて、またもう1つも建て替えると、病院経営的にもやっぱり非常に苦しくなると思うのです。期間を見ながらなのか、お金のことを考えながらなのか、先のことは分かりませんが、できるだけ早めに構想をまとめて手を打っていかないと、一気に大きな費用がかかってしまうこともありますので、そこは今年度、慎重に検討して行ってください。

委員長

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~

委員長

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第23号 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第24号 富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第25号 富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第26号 富山市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第27号 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第28号 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第29号 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第30号 富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第31号 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第32号 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第33号 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第34号 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第35号 富山市指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件、  
議案第36号 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第37号 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第38号 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第39号 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件、  
議案第40号 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第41号 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第42号 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第43号 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定の件、  
議案第44号 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第45号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上23件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

保健所生活衛生課長 〔議案第23号について、  
議案第24号について、  
議案第25号について、  
議案概要書により説明〕

障害福祉課長 〔議案第26号について、  
議案第27号について、  
議案第28号について、  
議案第29号について、  
議案第30号について、  
議案概要書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第31号について、  
議案第32号について、  
議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔議案第33号について、  
議案第34号について、  
議案第35号について、  
議案第36号について、  
議案第37号について、  
議案第38号について、  
議案第39号について、  
議案第40号について、  
議案第41号について、  
議案第42号について、  
議案第43号について、  
議案第44号について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

保険年金課長 〔議案第45号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第23号から議案第45号まで、以上23件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、議案第23号から議案第45号まで、以上23件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
富山市地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）の策定について、  
第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の策定について、  
富山市健康プラン21（第3次）の策定について、  
以上3件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

福祉政策課長    〔富山市地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）の策定について、  
委員会資料により説明〕

障害福祉課長    〔第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の策定について、  
委員会資料により説明〕

保健所地域健康課長    〔富山市健康プラン21（第3次）の策定について、  
委員会資料により説明〕

委員長 これより、質問に入りますけれども、順番に行います。  
最初に、委員会資料1ページから6ページまでの富山市地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）の策定について、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料7ページから11ページまでの第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の策定について、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料12ページから20ページまでの富山市健康プラン21（第3次）の策定について、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後 2時13分 休憩

~~~~~

午後 3時15分 再開

委員長 厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第46号 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第47号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第48号 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第49号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第46号について、
議案概要書により説明〕

こども保育課長 〔議案第47号について、
議案概要書により説明〕

こども福祉課長 〔議案第48号について、
議案概要書により説明〕

こども健康課長 〔議案第49号について、
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第46号から議案第49号まで、以上4件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号から議案第49号まで、以上4件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
令和6年度富山市少子化対策推進戦略について、
第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の策定について、
以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

こども家庭部参事
(少子化対策担当) 〔令和6年度富山市少子化対策推進戦略について、
委員会資料により説明〕

こども健康課長 〔第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の策定について、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、こども家庭部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 3時28分 休憩

~~~~~

午後 4時12分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第50号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第63号 財産の無償譲渡の件、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第50号、議案第63号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第50号、議案第63号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いた

します。  
次に、  
富山市町内会アンケート調査の結果について、  
当局の報告を求めます。

地域コミュニティ推進課長〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

高田 重信委員 今までこのようなアンケートがなかったのが不思議だなという思いです。今回のアンケートの実施は部長の決断だったと思うのですが、この結果について部長の所感を聞かせてください。

市民生活部長 逃げているわけではないのですが、アンケートを実施する前から、結果はうっすらと分かっていて、現実を突きつけられることになりますから見るのが怖かったというのが実際のところですが、これまで議会で答弁しておりますように、そうだと思ってもなかなか打つ手だてがなく、特効薬がないものですから、いろいろな視点で取り組んでいく必要があります。

ただ、今回のアンケート結果を見ていてすごくよかったと思うことは、前を向こうとしていらっしゃる町内会が結構あるということです。もう諦めたというところだけではなくて、前を向いている自治会もあるのです、どうしたらそのような自治会とうまくマッチングしながら前を向いていけるのかを今後考えていくきっかけになったのではないかと考えています。

あと、これも本会議の答弁で申し上げていることですが、各種委員の就任について皆さん御苦労されています。法令で人数が決まっている委員もありますが、例えば地域から2人選出していただくところを1人にするとか、複数の地域を合わせて1人にするなど、まずは市民生活部として何かできることはないか考えていきたいと思っております。

高田 重信委員 町内会に寄り添って、優しい態度でよろしく願います。

尾上委員 市民生活部長が答弁された後に聞くのも何ですけれども、このアンケートは、当然のことながら町内会長の経験者でないと回答できないと思いますが、現職の方をお願いしたのか、町内会長の経験者をお願いしたのか、お聞かせいただけますか。

地域コミュニティ推進課長 現役の町内会長を対象にアンケートをお願いしたところです。

尾上委員 私も答えたのですけれども、回答する時期がもうちょっと後だったら違う答えだったのではないかと調査結果を見て感じました。今の自分であればもっと言いたいことがあったと。それこそある部局には非常に迷惑をかけながら男女共同参画推進員を選びました。市から依頼されるものもさることながら、町内会の中でもいろいろな役があって、そういう役を決めないといけないこともあります。私の住んでいるところはよそから来た人も多く、顔を全然知らないこともあって非常に苦労したので、これからは何年かおきにアンケートを行うのであれば、現職の方をお願いするならもう少し後のほうがいいし、前年度経験者なら今の時期でもいいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

江西委員 議案に関連する部分も若干あったのですが、スポーツ施設について伺います。今回の議案でも富山市総合体育館Rコンセッション検討事業の予算が計上されておりますが、富山市総

合体育館は市のスポーツ施設の中で最も大きな施設として、富山市スポーツ協会の会員の中にもそこを活動の拠点にしている競技団体がたくさんあります。この事業が進む中で、そのような方々の活動拠点の確保がちゃんとできているのか、また、不利益が及ばないように活動拠点としての既得権に対してちゃんとフォローができるのかについて、お尋ねしたいと思います。

スポーツ健康課長 富山市総合体育館を拠点にしている富山市スポーツ協会会員の主な団体に、弓道、体操、ボクシングがありますが、富山市総合体育館Rコンセッション事業実施方針等でも言っていますように、原則現状のまま残すこととしておりますので、皆さんの活動は基本的には維持されていくと。ただし、コンセッション方式ですので、料金については、上がるのか下がるのかちょっと分かりませんが、間違いなく今とは違う料金体系になります。そのことについては、先ほど言ったような団体には説明をして了解は得ていると。了解といいますか、お話はさせてもらって準備していただいております。

江西委員 これはちょっと温度差があって、了解は得られていないと思うのです。この3団体のほかにも、その施設を使って体操や新体操、それ以外の体操を行っておられますし、事業が進む中でまず活動の場所がなくなると。活動の場所がなくなると、競技そのものの練習ができなくなって灯が消えてしまうということを大変心配しておられます。さらには、事業が進むと今までと同様の料金ではなくなり、相当値上がりする可能性が高いという危機感が団体の皆さんから伝わってきて、このようなことになるのかという声を聞いているのです。この事業を進めると、やっぱりバスケットボール競技がほかの競技から恨まれるというか、本当の意味でのスポーツ振興ではなくて偏ったものになると思いますので、これは何としてもそうならないようにしっかりと注視していただきたいと思うのですが、

部長の見解をお聞かせください。

市民生活部長 はっきり申し上げて、今までと全く同じように使って、同じ料金で運営していくことは絶対に無理です。やはり先を見据えた上で富山市総合体育館をどう生かしていくのかという中でRコンセッション事業を選択し、今進めています。利用団体の声を聞かないと言っているわけではないのです。ですから、今後どの事業体が引き受けられるのかは分かりませんが、そういった面についてできるだけ配慮できないかということは事業体との話合いで当然議題に出てくると思います。ただ、市のほうからこうしなさいということにはなりません。一般市民の方の利用も十分考慮した上でどのような運営方法にするのかという話合いになります。今と全く同じ既得権で、料金が無料で、何曜日、何日に必ず使えますということには絶対にならないと私は思います。期待されても難しいと思いますし、御理解いただくしかないと考えています。

江西委員 特殊なスポーツもあるわけで、今まで活動の灯がともっていたものを消したら、これはもう途絶えてしまうのです。今までの説明を全部ちゃんと聞いていたつもりですけども、そのようなことを私は理解していませんでした。今無理だと言われましてけれども、そうは言わずに、もうちょっとしっかりと考えていただきたいのです。これ以上やりとりしても平行線なので、一応この状態で終わらしましょう。

市民生活部長 しっかり言わないと……。ただ、委員のおっしゃる気持ちも十分分かります。今これで体育館が使えなくなるとも言っていないので、もう少し時間もありますから、そこは御理解いただいた上で、ここからスタートしたいと思います。

江西委員 そう言われるのならば最後にもう1つ申し上げますが、これらのスポーツ団体は決して悪いことをしたわけではないのです。今までと同様の活動をしてい

るだけで、政策的・施策的なことで何か特別待遇をしているとか、不備があるという声があったわけでもないものですから、それを振り返った上でまたよろしく願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和6年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和6年3月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 岡部 享

署名委員 押田大祐